中村事務所三三二

3月号 第140号 発行日2012年 3月 1日 発行責任者中村仁司 発行所行政書士中村事務所 新宿区西新宿7-19-7-402 TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

弥生三月だというのに冬将軍が忘れ物でもしたのでしょうか?時ならぬ大雪に見舞われ大変でした。皆さま、お元気でお過ごしのことと思います。29日、女子サッカーのアルガルベ・カップがポルトガルで開幕し、なでしこジャパン(女子日本代表)はノルウェーに2対1と逆転勝利を収め、グループリーグ初戦を白星で飾りました。日本は今後、アメリカやドイツなど強豪国が揃う同大会で、3月2日にデンマーク、同5日にアメリカと対戦します。さらに、3月14日(国立競技場20:00)にU-23日本代表ロンドン五輪アジア最終予選でバーレーンと対戦します。引き分け以上で五輪出場決定となるのでしっかりと戦ってほしいですね! 中村

~建設業者に対する指導監督のあらまし~

1指導監督の種類

建設業に対する指導監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可取消処分の3種類があります。

2対象者

指導監督の対象となる建設業者は、東京都知事許可を有する者と、無許可業者を対象とします。また、国土交通大臣又は他の道府県知事の許可を有する建設業者も対象とすることがあります。

3対象行為

以下に掲げる不正行為等は、指導監督の対象となります。なお、不正行為等は以下のものに限られません。

●役員、政令で定める使用人又は個人事業主が業務に関して法律に違反し、刑に処せられた場合●独占禁止法に基づく排除勧告の応諾等があった場合●経営事項審査申請、入札参加資格申請等において虚偽の申請を行った場合●一括下請負(いわゆる「丸投げ」、「丸請け」)を行った場合●主任技術者又は監理技術者を現場に配置しなかった場合●虚偽の施工体制台帳、施工体系図の作成等を行った場合●公衆又は工事関係者に対して事故を起こした場合●建設工事の施工等に関し建設業法以外の他法令違反を行った場合

4不正行為等を複数行った場合

上記の不正行為を複数行った場合は、より重い内容の指導監督の対象となります。

5元請負人について

元請負人が下請負人に対する指導等を怠ったため、下請負人が不正行為等を行った場合、下請負人のみならず、元請負人に対しても指導監督を行うことがあります。

6情状該当性について

個々の指導監督処分は情状により加重又は軽減を行うことがあります。

- (1)軽減を行うことがある例
- 契約の相手方の意向に基づき、損害賠償、和解、瑕疵補修を行った場合●一括下請負において、いわゆる 丸請けをした者に軽減すべき情状がある場合●違法状態の是正を速やかに行った場合
- (2)加重を行うことがある例
- 契約の相手の意向にもかかわらず、損害賠償、和解、瑕疵補修等を行わない場合●一括下請負において、 丸投げをした者に加重すべき情状がある場合●公共工事に係るものであることなど社会的影響が大きい場合

【問い合わせ先】都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導係(都庁第二本庁舎3階南側)

電話 03-5388-3358(直通) 30-681-682(内線)

EREQ & A

Q 建設業を営む株式会社において非常勤取締役としての経験がありますが、経営業務の管理責任者の経験として認められますか。

A 認められます。経営業務の管理責任者に関する法人の取締役の経験については、常勤での経験、非常勤での経験を要件としていません。ただし、許可業者において経営業務の管理責任者となる場合には、当該事業者での常勤性が求められます。 (中村竜二)

雛人形

雛人形は立春(2月4日)頃から2月中旬までに飾ります。飾る前日には桃酒やひし餅などの飾り物をお供えします。そして前日の晩もしくは当日に、両家の両親や友人を招き縁起の良いご馳走でもてなします。雛人形は遅くとも3月中旬までに片付けた方が良いと言われています。「仕舞い遅れるとお嫁に行き遅れる」と言い、これは"片づけの出来ない娘はいいお嫁さんになれないよ"という意味で、年長者からの戒めの気持ちがこめられているそうです。 (渋谷)